

平成29年度
「京都市立京北病院各種廃棄物収集運搬業務」
委託仕様書

地方独立行政法人京都市立病院機構

「京都市立京北病院各種廃棄物収集運搬業務」委託仕様書

第1章 総則

1 委託業務名称

京都市立京北病院各種廃棄物収集運搬業務

2 業務場所

京都市右京区京北下中町鳥谷3番地

3 委託業務期間（又は契約期間）

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

4 趣旨

本書は、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下、法人という。）が運営する京都市立京北病院における「京都市立京北病院各種廃棄物収集運搬業務」の仕様書である。業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令、及び法人が定める規則を遵守するとともに、本仕様書に基づき業務の遂行にあたること。

5 用語の定義

- （1）監督職員とは、法人が定める京都市立京北病院に所属する職員等をいう。
- （2）検査員とは、法人が定める京都市立京北病院に所属する職員等をいう。

第2章 委託事項

1 業務概要

法人（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という。）に対し、京都市立京北病院から発生する、以下に示す廃棄物を当院にて収集し、運搬し、処理先へ搬入する業務を委託する。

（1）一般廃棄物

廃棄物の種類	業務内容	処理先
一般廃棄物	収集・運搬	京都市クリーンセンター
食品残渣等廃棄物	収集・運搬	京都市クリーンセンター

（2）一般廃棄物以外の廃棄物

廃棄物の種類	業務内容	処理先
紙類（古紙類）	収集・運搬	リサイクル業者
ガラスくず（瓶、ガラスの破片等）	収集・運搬	リサイクル業者

金属くず	収集・運搬	リサイクル業者
混載ごみ（廃プラスチック類等）	収集・運搬	別途契約の処理業者

(3) 特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）

廃棄物の種類	業務内容	処 理 先
感染性産業廃棄物(注射針, メス等)	収集・運搬	別途契約の処理業者

2 事業範囲等

乙は、業務の着手に先立ち、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し確認を受けること。なお、許可事項に変更があった時は、乙はすみやかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出すること。

3 排出予定量

別表第1による。

4 実施方法

(1) 一般廃棄物

次表に示す項目・回数により収集・運搬を行う。

廃棄物の種別	頻度・回数	収集日	収集時間
一般廃棄物	週3回程度	月～金の間	11:00～16:00の間 (ただし、12:00～13:00は除く。)
食品残渣等廃棄物			

乙は、一般廃棄物及び食品残渣等廃棄物については、甲の指定場所（病院北東角廃棄物集積場）において廃棄物の収集を行い敷地外へ運搬のうえ、京都市環境政策局所管のクリーンセンターで処分すること。なお、甲の指定場所に常時設置している一般廃棄物専用容器容量を超えないように収集すること。

(2) 一般廃棄物以外の廃棄物

次表に示す項目・回数により収集・運搬を行う。

廃棄物の種別	頻度・回数	処理方法	収集時間
紙類(古紙類)	月1回程度	リサイクル	平日 9:00～16:00の間 (ただし、12:00～13:00は除く。)
ガラスくず(瓶, ガラスの破片等)	年1回程度	リサイクル	
金属くず	年1回程度	リサイクル	
混載ごみ(廃プラスチック類等)	月1回程度	中間処理	

ア 紙類（古紙）

乙は、院内において発生した紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌等）について、月1回程度収集・運搬すること。収集した紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌等）

は、リサイクルができる施設に搬入し、その計量証明書を甲に提出すること。

イ ガラスくず

乙は、院内において発生したガラスくず等を、年1回程度、収集・運搬すること。ガラスくず等の処理は、リサイクルができる施設に搬入し、その計量証明書を甲に提出すること。

乙は、ガラスくず投入用容器（数個のドラム缶を想定している。）を指定場所に常時設置し、容器容量を超えないように収集すること。

ウ 金属くず

乙は、院内において発生した金属くずを、甲の指示により（年1回程度）収集・運搬すること。収集した金属くずは、リサイクルができる施設に搬入し、その計量証明書を甲に提出すること。

小型金属くず専用容器（2 t（4 m³）程度のコンテナを想定）を京都市立京北病院敷地内の指定場所に常時設置し、容器容量を超えないように収集すること。

エ 混載ごみ（廃プラスチック類等）

乙は、院内において発生した混載ごみを、甲の指示により（月1回程度）収集・運搬すること。収集した混載ごみは、別途契約の産業廃棄物処理業者まで運搬すること。

なお、混載ごみ専用容器（2 t（4 m³）程度のコンテナを想定）を京都市立京北病院敷地内の指定場所に常時設置し、容器容量を超えないように収集すること。

（3）特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）

乙は、感染性廃棄物について、甲の指定場所（病院北西角廃棄物集積場）において、感染性廃棄物の収集を行い、別途契約の産業廃棄物処理業者まで運搬すること。

ア 感染性廃棄物が保管専用施設内に常時確実に収容できるよう、甲の指示により、月1～2回程度収集すること。

イ 収集作業は、監督職員の勤務時間内（概ね平日の午前9時～午後4時）に行うこと。

ウ 感染性廃棄物の収集運搬には、保冷車を使用して行うこと。

エ 院内の保管場所に集積した廃棄物の量が、運搬車両の積載容量を超えるため一度に収集できないときは、すみやかに収集車の増便を行い、集積場に一定時間を超えて感染性廃棄物が滞留しないように心がけること。

5 委託料

（1）委託料について、甲は1箇月ごとに、原則として既済部分の代価に相当する額を支払うものとする。

（2）乙は、委託業務の実施に先立ち、前項で示す期間ごとに、乙が実施する業務及びその経費を示した内訳書を甲に提出するものとする。

（3）乙は、委託の日程等の変更に伴い、内訳書に変更が生じた場合は、速やかに内訳書を変更し、甲に提出するものとする。

(4) 年度の途中で契約の解除となった場合は、遂行した業務量により支払済の金額を含めて再計算を行い、総支払い金額を算出して残額を支払うものとする。

6 一般事項

(1) 乙は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督職員と協議する。

(2) 乙は、仕様書によることが困難又は不都合な場合、監督職員と協議する。

7 業務の実施

(1) 乙は、業務の実施に先立ち、収集場所の現況及び仕様書に基づく業務内容を、業務従事者に周知徹底する。

(2) 業務実施中異常を認めたときで、緊急を要する場合は、速やかに監督職員に報告する。

(3) 病院敷地内への車両の乗り入れ、積込みに際しては、弱者施設であることを充分考慮し細心の注意をはらい作業を行うこと。

(4) 乙が、第2章第1項に示す業務を行うにあたり必要とされる手数料等の諸費用については、すべて本契約に含むものとする。

8 業務の報告

乙は、甲から委託された運搬業務が終了したときは、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、マニフェストの交付されたものについては、マニフェストの返送をもって報告書に代えることができる。

9 契約の解除

乙の義務違反により甲が解除した場合は、乙は、解除された後も、その廃棄物に対する本件契約区分に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての収集・運搬・処理の業務を自ら実行するか、若しくは甲の承諾を得たうえで、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

10 契約解除等の場合の賠償

契約の解除等により乙に生じる損害について、甲はその損害を賠償しない。

11 再委託の禁止

(1) 乙は、甲から委託された業務の一部又は全部について、他の者に再委託することはできない。

(2) 乙がこの条項に違反したときは、本契約をただちに取り消すものとする。

12 部分再委託について

(1) 乙は、本契約に係る履行の一部を再委託しようとするときは、再委託の状況について、事前に甲に「承諾申請書」を提出のうえ承諾を得なければならない。

(2) 前号によらず、本仕様書に特記したものについては、再委託することは出来ない。

13 疑義・その他

- (1) 業務上知り得たことについては、契約期間の内外を問わず、甲の許可を得ずに外部に公表又は漏らしてはならない。特に患者等に係る個人情報については、言動を慎むこと。
- (2) 契約締結後、乙は速やかに前項に係る誓約書を提出すること。
- (3) 乙の取扱不備・操作不良等により甲の施設を損傷させたときは、乙の責任において原状に復旧すること。
- (4) 本業務を遂行するにあたり乙の責に帰する理由により、第三者の工作物・人畜等に損害を与えたときは、甲はその責任を負わない。乙は、その責任において一切を解決し、その賠償をしなければならない。また、派遣作業員の負傷についても同様とする。
- (5) 本仕様書に疑義がある場合は、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意を持って協議しこれを取り決めるものとする。

14 別途契約

本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要が生じた場合は別途契約する。

別表第1

廃棄物の種類	廃棄物の排出予定量
一般廃棄物	約300,000 ^{kg} /年
食品残渣等廃棄物	約55,000 ^{kg} /年
紙類（古紙類）	約5,000kg/年
ガラスくず（瓶、ガラスの破片等）	約100kg/年
金属くず	約800kg/年
混載ごみ（廃プラスチック類等）	約3,200kg/年
感染性産業廃棄物（注射針、メス等）	約32,000 ^{kg} /年

※廃棄物の排出量は、見込みであり、増減する場合がある。